

令和 8 年度

当初予算案等説明資料

選挙管理委員会事務局

# 令和8年度 当初予算案説明資料

( 歳 入 )

選挙管理委員会事務局

頁	科 目	令和8年度 千円	令和7年度 千円	比 較 増 減 (△)		事 項 説 明
				金 額 千円	率 %	
-	18款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金	-	10,230	△10,230	△100.0	デジタル基盤改革支援補助金交付要綱に基づく補助金
99	19款 県支出金 3項 委託金 1目 総務費委託金	159,280	707,741	△548,461	△77.5	公職選挙法に基づく在外選挙人名簿登録事務費委託金 126千円
						公職選挙法に基づく県議会議員選挙費委託金 159,154千円
118	24款 諸収入 2項 保険料収入 1目 保険料収入	766	355	411	115.8	雇用保険法に基づく保険料収入 (会計年度任用職員分) 43千円
						厚生年金保険法に基づく保険料収入 (会計年度任用職員分) 723千円
127	24款 諸収入 12項 雑入 12目 その他の雑入	1	1	-	-	
歳 入 合 計		160,047	718,327	△558,280	△77.7	

( 歳 出 )

2款 総務費  
4項 選挙費

頁	科 目	令和8年度 千円	令和7年度 千円	比 較 増 減 (△)		事 項 説 明
				金 額 千円	率 %	
204 5 207	選挙管理 1目 委員会費	281,255	281,348	△93	△0.0	(前年度予算)
						1 給与費等 269,735千円 (262,437千円) (市)委員長 月額 205千円 (市)委 員 (3人) 月額 157千円 (区)委員長 (7人) 月額 90千円 (区)委 員 (21人) 月額 70千円 事務局職員 32人 ・正規職員 30人(市9人、区21人) ・会計年度 2人(市2人)
						〔 関連歳入 〕 (24) 諸収入 766千円 雇用保険料収入 43千円 厚生年金保険料収入 723千円
						2 経常事務費 11,520千円 (5,906千円) 〔 関連歳入 〕 (19) 県支出金 126千円 在外選挙人名簿登録事務費委託金 (24) 諸収入 1千円 その他の雑入
						3 選挙システム関連経費 0千円 (13,005千円) 〔 関連歳入 〕 (18) 国庫支出金 0千円 デジタル基盤改革支援補助金

頁	科 目	令和8年度 千円	令和7年度 千円	比 較 増 減 (△)		事 項 説 明
				金 額 千円	率 %	
206 ↳ 209	2目 選挙啓発費	7,434	6,300	1,134	18.0	(前年度予算) 明るい選挙推進事業費 7,434 千円 (6,300千円) 主な事業 ・一般有権者に対する啓発 4,958 千円 (3,911千円) ・若者に対する啓発 1,390 千円 (1,398千円) ・明るい選挙推進協議会の運営 1,029 千円 (934千円)
208 ↳ 209	3目 県議会議員 選挙費	159,154	- (192,397)	159,154 (△33,243)	皆増 (△17.3)	(前回 4年度予算) 1 一般職職員給与費等 17,379 千円 (19,532千円) ・会計年度 112人 ※正規職員については時間外勤務手当等を計上 〔 関連歳入 〕 (19) 県支出金 17,379 千円 県議会議員選挙費委託金 2 臨時啓発費 8,802 千円 (6,982千円) 〔 関連歳入 〕 (19) 県支出金 8,802 千円 県議会議員選挙費委託金 3 その他の選挙執行経費 132,973 千円 (165,883千円) 主な経費 ・入場整理券郵送料 50,695 千円 (35,659千円) ・ポスター掲示場の製作設置 52,193 千円 (60,923千円) ・期日前投票所設営 5,132 千円 (1,408千円) 〔 関連歳入 〕 (19) 県支出金 132,973 千円 県議会議員選挙費委託金
210 ↳ 211	4目 市長選挙費	675,635	- (478,116)	675,635 (197,519)	皆増 (41.3)	(前回 4年度予算) 1 一般職職員給与費等 132,590 千円 (113,812千円) ・会計年度 1,904人 ※正規職員については時間外勤務手当等を計上 2 臨時啓発費 66,905 千円 (55,108千円) 3 その他の選挙執行経費 476,140 千円 (309,196千円) 主な経費 ・入場整理券郵送料 100,922 千円 (71,318千円) ・ポスター掲示場設置撤去 51,753 千円 (49,663千円) ・選挙公営負担金補助 33,709 千円 (19,236千円)

頁	科 目	令和8年度	令和7年度	比較増減(△)		事 項 説 明
				金 額	率	
212 5 213	市議会議員 5目 選 挙 費	199,114	- (190,426)	199,114 (8,688)	皆増 (4.6)	(前回4年度予算) 1 一般職職員給与費等 17,529千円 (19,696千円) ・会計年度 113人 ※正規職員については時間外勤務手当等を計上 2 臨時啓発費 8,801千円 (6,982千円) 3 その他の選挙執行経費 172,784千円 (163,748千円) 〔主な経費〕 ・入場整理券郵送料 50,695千円 (35,659千円) ・ポスター掲示場の製作設置 86,002千円 (53,942千円) ・期日前投票所設営 5,132千円 (1,408千円)
212 5 213	▲ 参議院議員 通常選挙費	-	739,205	△739,205	皆減	
212 5 213	▲ 県知事選挙費	-	2,550	△2,550	皆減	
歳 出 合 計		1,322,592	1,029,403	293,189	28.5	

※3目 県議会議員選挙費の欄の( )書きは、前回同選挙に係る令和4年度予算額と令和8年度予算額との比較増減

※4目 市長選挙費の欄の( )書きは、前回同選挙に係る令和4年度予算額と令和8年度予算額との比較増減

※5目 市議会議員選挙費の欄の( )書きは、前回同選挙に係る令和4年度予算額と令和8年度予算額との比較増減

※頁欄は、令和8年度一般会計及び特別会計予算案説明書(その一)の頁である。

## 令和8年度 選挙啓発事業について

< 明るい選挙推進事業費 > ※常時啓発

事業	予算 (千円)
1 一般有権者に対する啓発	4,958
・せんきよかわら版の発行・配布	3,489
・話し合い学級の実施	1,319
・啓発物資の作製・配布等	150
2 若者に対する啓発	1,390
・ポスターコンクールの実施	749
・出前授業の実施	10
・若者向けチラシの作成・配布等	330
・はたちのつどいにおける啓発の実施	200
・研修会への参加等	101
3 明るい選挙推進協議会の運営	1,029
・(公財) 明るい選挙推進協会への負担金	400
・研修会への参加等	503
・事務費等	126
4 その他	57
合 計	7,434

※選挙時に行う臨時啓発 (予定)

- ・グラフィックステッカー、懸垂幕、横断幕等の製作・掲示
- ・大学生の選挙啓発グループなどによる啓発動画作成
- ・公共施設における大型画面・PRボードの活用
- ・SNSを活用した啓発
- ・広報車の運行、庁内放送、駅構内放送 等

## 議案第 47 号（概要）

### 福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例案の概要

#### 第 1 改正の理由

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における公費負担については、国政選挙の場合の基準により条例を制定しているところ、この度、公職選挙法施行令の改正により、国政選挙の基準の限度額が最近における物価の変動等を踏まえて引き上げられたことに鑑み、本市条例を改正するもの。

#### 第 2 改正の内容

##### 1 選挙運動用ビラの作成の公費負担（第 8 条関係）

###### (1) 作成枚数が 5 万枚以下の場合

区 分	現行額	改定額	引上げ額
1 枚当たりの作成単価	7円 73 銭	8円 38 銭	65 銭

###### (2) 作成枚数が 5 万枚を超える場合

区 分	現行額	改定額	引上げ額
5 万枚を超える枚数に乗じる額	5円 18 銭	5円 62 銭	44 銭
8円 38 銭に 5 万枚を乗じて得た額	386,500 円	419,000 円	32,500 円

##### 2 選挙運動用ポスターの作成の公費負担（第 11 条関係）

###### (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 以下の場合

区 分	現行額	改定額	引上げ額
ポスター掲示場の数に乗じる額	541円 31 銭	586円 88 銭	45円 57 銭
企 画 費	316,250 円	316,250 円	—

###### (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が 500 を超える場合

区 分	現行額	改定額	引上げ額
500 を超える数に乗じる額	28円 35 銭	30円 73 銭	2円 38 銭
586円 88 銭にポスター掲示場の数 500 を乗じて得た額に企画費を加えた額	586,905 円	609,690 円	22,785 円

#### 第 3 施行期日等

##### 1 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

##### 2 適用区分

改正後の条例は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までに期日を告示された選挙については、改正前の条例を適用する。

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
の一部を改正する条例案 新旧対照表

【下線部分が改正部分】

現 行	改正案
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び 手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に 限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるビラの作成を業とする者に支払う べき金額のうち、当該契約に基づき作成され た選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に 応じ当該各号に定めるところにより算定した 金額を超える場合には、当該各号に定めると ころにより算定した金額)に当該選挙運動用 ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第14 2条第1項第5号に定める枚数(選挙の一部無 効による再選挙にあっては、令第132条の6第 1項の表に定める枚数)の範囲内のものでは あることにつき、市委員会が定めるところによ り、当該候補者からの申請に基づき、市委員 会が確認したものに限る。)を乗じて得た金 額を、第6条後段において準用する第2条た だし書に規定する要件に該当する場合に限り 、当該ビラの作成を業とする者からの請求 に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対 し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚 以下である場合 <u>7円73銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚 を超える場合 <u>5円18銭</u>にその5万枚を超 える枚数を乗じて得た金額に<u>386,500円</u>を 加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚 数で除して得た金額(1銭未満の端数があ る場合には、その端数は、1銭とする。)</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担の額及び 手続)</p> <p>第8条 市は、候補者(前条の届出をした者に 限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるビラの作成を業とする者に支払う べき金額のうち、当該契約に基づき作成され た選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価 (当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に 応じ当該各号に定めるところにより算定した 金額を超える場合には、当該各号に定めると ころにより算定した金額)に当該選挙運動用 ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142 条第1項第5号に定める枚数(選挙の一部無 効による再選挙にあっては、令第132条の6第 1項の表に定める枚数)の範囲内のものでは あることにつき、市委員会が定めるところによ り、当該候補者からの申請に基づき、市委員 会が確認したものに限る。)を乗じて得た金 額を、第6条後段において準用する第2条た だし書に規定する要件に該当する場合に限り 、当該ビラの作成を業とする者からの請求 に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対 し支払う。</p> <p>(1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚 以下である場合 <u>8円38銭</u></p> <p>(2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚 を超える場合 <u>5円62銭</u>にその5万枚を超 える枚数を乗じて得た金額に<u>419,000円</u>を 加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚 数で除して得た金額(1銭未満の端数があ る場合には、その端数は、1銭とする。)</p>
<p>第9条・第10条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額 及び手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の届出をした者に 限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるポスターの作成を業とする者に支 払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成</p>	<p>第9条・第10条 (略)</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成の公費負担の額 及び手続)</p> <p>第11条 市は、候補者(前条の届出をした者に 限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相 手方であるポスターの作成を業とする者に支 払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成</p>

された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に586,905円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第12条 (略)

された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に2を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、市委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

- (1) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該選挙区におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。）
- (2) 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に609,690円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

第12条 (略)

【参考】

1 ビラ作成の公費負担の作成単価限度額（改正後）

- ① 作成枚数が5万枚以下の場合

8円38銭

- ② 作成枚数が5万枚を超える場合

$$\frac{5円62銭 \times (\text{作成枚数} - 5万枚) + 419,000円}{\text{作成枚数}}$$

※419,000円は5万枚作成した場合の限度額

※ビラ作成の限度枚数：市議会議員選挙 8,000枚、市長選挙 70,000枚

2 ポスター作成の公費負担の作成単価限度額（改正後）

- ① ポスター掲示場の数が500以下の場合

$$\frac{586円88銭 \times \text{ポスター掲示場数} + 316,250円}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※316,250円は企画費

- ② ポスター掲示場の数が500を超える場合

$$\frac{30円73銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500) + 609,690円}{\text{ポスター掲示場数}}$$

※609,690円は500枚作成した場合の限度額

※ポスター作成の限度枚数：ポスター掲示場数×2